

2025年12月5日

会員企業及びSTマーク使用許諾契約企業 各位

一般社団法人 日本玩具協会

改正消安法「乳幼児用玩具（3歳未満向け玩具）」規制の施行準備について
(玩具小売店等からの子供PSCマークに関する照会への対応関係)

皆様には当協会の玩具安全事業にご協力を賜っておりますことに御礼を申し上げます。

改正消費生活用製品安全法（改正消安法）がこの12月25日から施行されますが、それに先立って9月25日から事前届出の受付が開始されています。

当協会と致しましても、規制当局と連絡・調整を行い、「改正消安法対応の手引き」を作成し、説明会やホームページで周知をさせて頂いています。

なお、改正消安法の「乳幼児用玩具（3歳未満向け玩具）」規制は、施行日（12月25日）前に国内製造・輸入された製品には適用されませんので、施行以降しばらくの間は、これら製品（子供PSCマークの無い製品）が事業者間で取引され、消費者に販売されることがあります。

こうした施行日前に製造・輸入された商品（子供PSCマークの無い製品）について、小売店等から製造事業者に、「子供PSCマーク」に関する照会が寄せられることも想定されます。

については、ST基準判定会議で検討し、子供PSCマークに係る照会があった場合に、事業者が照会者に回答する素材（書面）として「自社の改正消安法への対応方針」の雛型を作成しましたので、必要に応じ、適宜ご活用して頂ければと存じます。

改正消費生活用製品安全法「乳幼児用玩具」規制に関する当社の対応について

年 月 日

○○社

当社は、改正消費生活用製品安全法「乳幼児用玩具（3歳未満向け玩具）」規制に関し、下記の対応を行っています。

記

1. 事業届出の提出

必要な事業届出の提出を済ませて、経産省から届出完了の連絡を頂いております。なお、経産省の「保安ネット」にて、事業届出者の名称等が公表されています。

2. 乳幼児用玩具への措置

（1）当社が施行日（2025年12月25日）以降に輸入する全ての乳幼児用玩具は、技術基準等への適合を確認するとともに子供PSCマークを表示しています。

（2）当社が施行日より前に輸入した乳幼児用玩具は「子供PSCマーク」を表示していませんが、改正消安法の経過措置により、施行日以降においても、「子供PSCマーク」を表示せずに事業者間で取引することや消費者に販売することが認められています。

（お問合せ先）

当社の商品に関し、改正消安法「乳幼児用玩具」規制に係るお問合せ等がありましたら、下記にご連絡をお願い致します。

○○部○○係

メール

電話

（説明）

改正消安法第10条により、経産省から「事業届出事項の情報」（届出事業者名等の情報）が公表されます。

経産省は、事前届出のあった情報について施行日からの公表を予定しています。（製品安全ガイドのサイトを https://www.meti.go.jp/product_safety/を参照下さい。）

上記の書面（雛型）は、各社が自社の事業届出情報の公表があった後に作成することを想定しています。（作成日の日付は、公表日以降の日付を想定しています。）

なお、それまでの間に照会が寄せられた場合は、文面を適宜修文してご活用ください。

